香川県相談支援専門員協会会則

趣旨

香川県の相談支援専門員と相談支援に携わる全ての者が、障害者ケアマネジメントを中心とした相談支援の技術の向上、全国の相談支援専門員との連携や情報交換を行い、障がい者が自立した地域生活を送れるよう支援することを目的とする。

第１条（名称）

　　本会の名称を香川県相談支援専門員協会と称する。

第２条（事務所）

　　本会の事務局は代表の指名した事業所におく。

第３条（目的）

　　本会は、下記に掲げることを目的とする。

1. 香川県の専門員交流連携を図る。
2. 香川県の専門員の連絡会、研修会等の開催によって、資質向上を図る。
3. 香川県の各圏域課題に対する検討及び提言を香川県自立支援協議会等に行う。
4. 香川県の関係する職能団体及び関係団体、職種との連携を図る。
5. 全国研修及び他ブロック研修などへ正会員を派遣し、他県協会との情報交換及び香川県協会での情報共有を図る。

第4条（会員）

　　本会は、下記の者をもって組織する。

　　　①　香川県内における受託及び指定相談支援事業所等とする。　　正会員

　　　　　正会員には登録者を登録し、前条⑤の派遣対象とする。

　　　②　相談支援専門員及び相談員個人、その他第3条に定める目的に賛同する個人とする。（管理者　サービス管理責任者　サービス提供責任者　支援員など職種は問わない）　賛助会員

第５条（役員）

　　本会に次の役員を置く

1. 代表　１名　②　副代表　１名以上 ③　監事　２名

④　事務局担当　２名 ⑤会計　１名 ⑥相談支援体制、研修担当　2名以上

　２　各役員の職務は次位置の通りとする。

1. 代表は、本会を代表して会を総括する。

　　　②　副代表は、代表を補佐する。

　　　③　監事は、本会の会計、運営を監査する。

　　　④　事務局は、日本相談支援専門員協会及び関係団体との連絡調整及び必要な事務を行う。

1. 会計は、本会の会計を掌握する。
2. 相談支援体制、研修担当は、相談支援体制構築に向けた取り組み及び研修の立

案を行い、実施する。

第６条（任期）

　　役員の任期は２年とし互選とする。ただし再任を妨げない。

第７条（会費）

　　会員は、別に定める会費を納入するものとする。

第８条（総会）

　　本会は、年間１回の総会を開催する。ただし、必要に応じて代表がこれを開催することができる。

第９条（その他）

　　①　別途会員名簿を作成し、情報提供、連携を図る。

　　②　その他必要な事柄については代表が役員会を招集し決定する。

　　③　役員会の決定に応じて必要な事柄については電子文書などで票決できるものとする。　　議案の議決は会員の過半数をもって決する。

　　④　票決にあたっては正会員のみ議決権を持つ。（１団体につき１票）

　　⑤　３条⑤について費用の一部または全部助成を行う。

⑥　上記派遣は委託事業などの指示がある場合を除き、原則正会員のみとする。派遣の決定、助成額については役員会にて決定する。

附則　　この会則は平成２５年６月１日から施行する。

　　　　平成２８年　４月　１日　　一部改正

　　　　平成２９年　５月　１日　　一部改正

　　　　令和　元年　６月　１日　　一部改正

令和　6年　６月１６日　　一部改正

別記　　会費について　　令和元年６月

会費　　年額　団体会費　￥10,000　　　賛助会費　￥4,000

　　　　団体会員の登録者につきましてはお１人あたり￥2,000を追加ご負担願います。

　　　　「追加の￥2,000につきましては日本相談支援専門員協会（NSK）の正会員としての登録費用といたします。賛助会員も同様に￥2,000はNSK登録費用といたしますのでＮＳＫにおいては正会員としての取り扱いとなります。

　　　　毎年６月１日を基準とし、年度途中でも会費は同額とする。

納入　　総会時に集金もしくは基準月末までの銀行振り込みとする。

（振り込み手数料を本会は負担しない。）